

奈良県立大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、奈良県立大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、奈良県立大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は学士（地域創造学）とする。

2 英語による学位名称は、Bachelor of Regional Promotionとする。

(学位授与の条件)

第3条 学士の学位は、学則第32条第1項の規定により、本学の卒業を認定された者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、卒業を認定した者に対し、所定の卒業証書・学位記を授与する。

(学位名称の使用)

第5条 本学において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者に、不正な方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは当該学位を取消し、卒業証書・学位記を返還させるものとする。

(卒業証書・学位記の様式)

第7条 卒業証書・学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(別記様式)

第〇〇〇〇号

卒業証書・学位記

〇〇 〇〇

□ 年 □ 月 □ 生

奈良県立大学地域創造学部
地域創造学科所定の課程を
修め本学を卒業したので
学士(地域創造学)の学位を
授与する

△年△月△日

奈良県立大学

学長 〇〇 〇〇